

特記仕様書

事業番号	令和7年度 第2号
事業名称	保育事業
事業場所	犬上郡多賀町杉
事業区分	森林整備B

第1条 本工事の施工にあたっては、「滋賀県一般土木工事等共通仕様書(令和6年4月 滋賀県)」(以下「共通仕様書」という。)、および「滋賀県土木交通部一般土木工事等共通仕様書付則(令和6年4月 滋賀県土木交通部)」(以下、「付則」という。)によるものとする。

第2条 本工事の施工にあたっては、「森林整備事業請負契約約款」(以下「約款」という。)、 「治山事業における森林整備施行要領」(以下「要領」という。)及び「治山事業における森林整備施行要領の運用等について」(以下「運用等」という。)を遵守すること。

第3条 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- (1) 請負者(請負人または受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする

第4条 約款第10条に定める専門技術者は、要領第7条および運用等11の森林整備Bに対応する技術者を配置すること。

第5条 刈払機を使用する場合は、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育を受けた者を配置し、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について』(昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達)に基づく刈払機を使用すること。

第6条 「治山事業における森林整備管理基準」に定める各種別の工程において「適期がある」と記載されているものについては、施工適期を逸することなく施工を行うこと。また、当該特記仕様書に定めがない場合、着手前に監督職員と協議し施工時期を確認すること。

なお、地形条件や気候等により当該特記仕様書に定める施工時期に施工出来ない場合は、監督職員と協議し調整を行うこと。

第7条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 受注者は、施工計画書を提出する際に、本工事の工事期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。
- (3) 真夏日とは日最高気温が30℃以上の日をいう。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
- (4) 工期とは、工事の始期日から終期日までの日数をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (5) 対象期間内の真夏日率の算出の考え方は、次のとおりとする。
真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日日数 ÷ 工期
- (6) 真夏日日数を確認後、現場管理費率を補正し、森林整備事業請負契約約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。

第8条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1編 共通編
第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-12 工事中の安全確保

受注者は、森林土木工事安全施工技術指針(平成15年3月27日付け林野庁森林整備部長通知)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償
(法定外の労災保険付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第13編 治山編
第4章 森林整備

第3節 植栽工等

13-1-3-2 施工管理(森林整備)

1. 第3編土木工事共通編第1章総則1-1-1-23に定めるものに優先して下記ページに掲載する施工管理基準にて管理を行うものとするものとする。なお、事業の種類、規模、施工条件等により、この管理基準により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

・土木工事施工管理基準治山・林道

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/330214.html>

2. 施工管理基準表の出来型のうち、測定基準で、「プロット調査による。もしくは全数管理」とされている種別に関しては、原則として全数管理とすること。
なお、これにより難しい場合は発注者と協議により決定すること。

13-4-3-11 下刈り

下刈りは草本の繁茂状況を確認し、植栽木が被圧されないよう適切な時期に実施すること。

13-4-3-6 苗木の植付け

植栽木には食害防止網(くわんたい同等品)を設置すること。

その他特記事項

- 1 刈払機は、作業中は腰バンドを使用するものとし、飛散防護装置を装着したものを使用するものとする。また、刈払機の種類は肩掛式(腰バンド付)U字型ハンドルタイプで、スロットルレバーは固定式でなく、トリガー式スロットル装置を装着したものを推奨するものとする。
- 2 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等
監督職員が行う段階確認は以下のとおりとし、現場代理人又は専門技術者、もしくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が、臨場の上、確認を受けること。

種目	確認事項	時期
下刈	下刈完了時の状況	下刈終了後

- 3 現場代理人の適正な配置について
受注者は、現場代理人と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(健康保険証等の写し)を、現場代理人等届に添付して提出すること。
なお、雇用関係の確認に必要な個人情報は、黒塗のうえで提出すること。
- 4 その他の事項について疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と協議を実施すること。

不当介入 [不当要求 業務妨害] 事案通報書

滋賀県
滋賀県

警察署長 様
様

(報告者)

※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
-----------	-----------------

請負者	所在地	(本社)	TEL()	—	
			FAX()	—	
		(現場事務所)	TEL()	—	
			FAX()	—	
	名 称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者等		(通報者 職氏名)	TEL()	—
		(対応者)			
		・所属会社名	TEL()	—	
		・氏 名			
		・役 職			
不当介入に係る 行為者	住 所		TEL()	—	
			FAX()	—	
	所 属				
	役 職				
	氏 名				
発生日時・ 場所	年 月 日 時 分頃				
	[元請・下請]				
	[下請の場合、現場事務所の所在地]				
		TEL()	—		
		FAX()	—		
工事件名					
不当介入の内容 被害の状況					
警察への通報 状況	警察への通報 有 ・ 無				
	通報先警察署名 (滋賀県 警察署 課)				
	通報日時 年 月 日 時 分頃				

注) 1 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

不当介入 [不当要求
業務妨害] 事案通報書

~~滋賀県〇〇〇警察署長様~~
滋賀県中部森林整備事務所長様
(発注機関の執行所属の長あて)
どちらかを二本線で消して使用

(報告者)
〇〇〇〇株式会社
現場代理人等 〇〇〇〇 (その現場での責任者)

※	滋賀県	警察署
取扱警察	(警察で記入する)	課

請負者	所在地	(本社) 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇~ (現場事務所) 滋賀県〇〇市〇〇町~	TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
	名称	〇〇〇〇株式会社	
	代表者	(現場事務所の代表者) 現場代理人(等、その現場での責任者) 〇〇 〇〇	
	通報者等	(通報者 職氏名) 〇〇技術主任 〇〇 〇〇 (対応者) ・所属会社名 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 (契約上、現場代理人等である場合、肩書きも併記する) ・氏名 監理技術者(現場代理人) 〇〇 〇〇 ・役職 工事第一課長(会社での役職名とする)	TEL(〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇 TEL(〇〇〇)〇〇〇〇-〇〇〇〇
不当介入に係る 行為者	住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇~	TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
	所属	具体の団体名	
	役職	執行委員・事務局長等具体の役職	
	氏名	〇〇 〇〇	
発生日時・ 場所	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃		
	[元請・下請] 〇〇組 現場事務所		
	[下請の場合、現場事務所の所在地] 滋賀県〇〇市〇〇丁目〇〇		TEL(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇 FAX(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
工事件名	令和〇〇年度 第〇〇〇号 〇〇……〇〇工事(または委託業務)		
不当介入の内容 被害の状況	何を言ってきたかを具体的に。		
警察への通報 状況	警察への通報 有・ 無		
	通報先警察署名 (滋賀県 〇〇〇 警察署 刑事二課)		
	通報日時 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時 〇〇分頃		

注) 1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

(代表電話番号)

工事現場を管轄する警察署 各署刑事(刑事第二)課の 担当課長あて通報
大津警察署刑事第二課 077-522-1234
草津警察署刑事第二課 077-563-0110
守山警察署刑事課 077-583-0110
甲賀警察署刑事課 0748-62-4155
近江八幡警察署刑事課 0748-32-0110
東近江警察署刑事第二課 0748-24-0110
彦根警察署刑事第二課 0749-27-0110
米原警察署刑事課 0749-52-0110
長浜警察署刑事課 0729-62-0110
木之本警察署刑事課 0749-82-3021
高島警察署刑事課 0740-22-0110
大津北警察署刑事課 077-573-1234